

2024.11.18

■■総合支所様 ■■事業所様

職員の「深夜残留・出入り」についての善処依頼

警備担当 S P n e t

代表 ■■■■

1.経緯

2024.10.28 「■■支所での警備業務実施につき問題となる点と善処指示依頼」を津市契約調達課と法務室に申し入れました。（別添）

昨日、■■事業所職員の深夜出入り（1：01～1：30）があったので、契約調達課または法務室から当支所に善処指示がなされていないと判断し、当支所と■■事業者に対し善処依頼をします。

警備事業者にとって基準法違反は命取りとなります。

- ・労働基準法違反での懲役刑・罰金刑
- ・罰金刑以上を受けた場合には警備業の認定取り消し
- ・すでに受けている無期限の適用除外許可（■■短大，■■支所，■■支所）の取り消し
- ・今後、適用除外許可を申請した場合の不許可
- ・津市公契約条例，業務委託契約違反での契約解除，損害賠償，指名停止

当方としてはこのリスクを下げるために「善処依頼」をする必要があります。

本業務で基準法違反が問題になった場合に「当方は津市と■■支所・■■志事業所にそれが違法労働となることを伝え善処依頼をしていた、それにも関わらず改善されなかったのが違法労働が生じた。違法労働の責任は津市と■■支所・■■事業所にあり当方にはない」と弁明するためです。

その点をご了解ください。

2.断続的労働の適用除外許可について簡単に

○適用除外許可

支所宿直業務では拘束時間が6時間を超えるため、そのままでは労働基準法の時間制限に

反します。（休憩，8時間/日・48時間/週）

労働基準法では

- ・それが断続的労働に該るものであり
 - ・厚生労働省の定める要件を満たしている場合に
 - ・監督署の適用除外許可を得れば
- 「基準法の時間制限規定の適用が除外され基準法違反にならない」と定められています。

もちろん、許可取得をしても実際の業務が「厚生労働省の要件や申請した業務内容」と異なり労働者の負担が増える場合は基準法違反となります。

当方は当支所の宿直業務につき 2024.5.22 に適用除外許可を得ています。

○津市宿直業務委託での適用除外許可の現況

適用除外許可は実際に業務を開始しなければ申請できず、申請から許可までに2週間程度かかります。それまでは労働者にその業務を行わせることができず、事業者（基準法が適用されない）自らが業務を行わなければなりません。

また、適用除外許可は最低賃金の減額許可とセットになっているので、適用除外許可を得れば最低賃金の減額許可で「労働者の賃金の下限」が決められてしまいます。そのため、事業者は「違法な低賃金で労働者を働かせることごと」ができなくなります。

これらの「不便さ」から適用除外許可を得ないで違法労働をさせる事業者もあります。

労働者は「監督署や津市に違法申告をすれば、もっと厳しい現場に回されたり干されたりすること」を知っているので違法申告をしません。そもそも、「断続的労働の適用除外許可が必要なこと」を知らないでしょう。

津市は

「適用除外許可を得て合法労働をさせるか、適用除外許可を得ないで違法労働をさせるかは受託業者の問題で津市には関係ない。

津市は受託業者に適用除外許可書の提示を求めない」と公言しています。

警察が「運転免許を取るかどうかは運転者の問題で警察は関知しない。警察は運転免許証

の提示を求めない」と言っていることと同じです。

これでは津市が公契約条例の責務を果たしているとは言えません。

しかし、津市の本音は「受託者の適用除外許可をチェックすれば、現在行われている無許可違法労働がなくなり、人件費がかさみ落札価格が高くなる」ことにあるのでしょう。

このような現況から「前の受託警備業者はこんなことを言わなかった。24時間OKだった」と不満を感じるでしょうが、それはその受託警備業者が適用除外許可を得ないで違法労働をさせていたからです。

その点をご理解ください。

また、以前まで当支所の宿直業務を受託していた警備業者は「6時間以内で多数の労働者をつなげて働かせる方法」を使っていたようです。

この場合は基準法の時間制限が問題ならず適用除外許可も必要ありません。

当然、厚生労働省の許可要件も関係なくなります。

なお、市役所本庁の警備員については適用除外許可の必要はありません。

彼らは市役所本庁が直接雇っているので公務員扱いとなり労働基準法が適用されないからです。

この点もご理解ください。

3. 「職員の深夜残留・深夜出入り」の問題点と善処依頼

さて、本論です。

○「夜間に連続した4時間以上の睡眠を与えること」

厚生労働省の定める適用除外許可の要件の一つに

「夜間に連続した4時間以上の睡眠を与えること」があります。

当方の許可申請では

「23時～翌5時を仮眠可能時間帯」として申請し許可されています。

つまり、この時間帯に労働者が「連続して4時間以上の睡眠ができない」とその業務は許可要件に反して基準法違反となります。

「4時間」は許可の最低限の時間数です。

最終巡回で各所の施錠確認や室内の無人・異状なしを確認してあっても、最終職員が退出した後に、再度各所の施錠確認や室内異状なしの確認をしなければなりません。

その分の日報への追記や就寝準備も必要です。

おおむね「最終職員退出や出入りが0時を越えれば」この要件を満たすことができず違法労働となると考えられます。

○対処方法

簡単です。

- ・「0時を越えて残留する職員」、「0時～5時に出入りする職員」に警備室側出入口の鍵を持たせる。
- ・職員はその鍵を使って出入りする。
- ・時間外の出入り記帳は事件・事故発生の場合の証拠になるので確実に行う。
- ・警備員はその出入りには関知しない。

- ・特に深夜作業だけでなく深夜の突発障害で庁舎に出入りしなければならない■事業所の職員には「全員に鍵を持たせること」も検討されるべきでしょう。

- ・警備上の必要性から「深夜の残留・出入り」については事前に警備に連絡する。

以上をご確認ください。

※断続的労働について詳しくは当方のHP「間違いだらけの警備員宿直業務」で。

